

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和4年7月19日 火曜日

### 会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官  
(説明員) (人材局)  
箕浦企画課長

### 議題

国税専門官採用試験における区分の創設

### 議事の概要

- 議題「国税専門官採用試験における区分の創設」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
  - ・ 総合職試験におけるデジタル区分新設に続き、税務行政の分野においても理数系の素養がある者が受験できる区分ができることはよいことである。
  - ・ 国税庁と協力して、大学等への積極的な周知活動を行っていくべきである。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 国税専門官採用試験における区分の創設について

令和4年7月19日

人 材 局

### I 「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令」の一部改正に対する意見について

(1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第45条の2第1項から第3項までの規定により、採用試験の対象官職及び種類並びに確保すべき人材に関する事項は政令により定めることとされており、同条第4項では、この政令は人事院の意見を聴いて定めることとされている。

(2) この規定に基づき、内閣総理大臣から、令和4年7月13日付けで、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（以下、「政令」という。）の一部改正に対する人事院の見解を求められている。

改正内容は、「国税専門官採用試験」において確保すべき人材に関する事項に「情報処理に関して必要な知識」を追加するものである。

この改正は、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、特に基幹システムの刷新や税務・徴収におけるデータ分析を行う業務に携わる職員において、税務行政固有の知識だけでなく、情報処理に関する知識も兼ね備えたデジタル分野の業務に対応できる人材を確保したい、との国税庁の意向によるものである。

(3) 人事院は、提示された政令案について、採用試験の公正性の観点や試験の円滑な実施の観点等から問題があれば意見を述べることとなるが、本件については、特段の問題はないと考えられることから、提示案のとおり改正することに異議ない旨、回答することとしたい。

## II 人事院規則 8—18 及び平成23年人事院公示第16号の改正について

### 1 改正内容

#### ① 人事院規則 8—18（採用試験）

今般、Iの政令の改正により国税専門官採用試験において確保すべき人材に関する事項に「情報処理に関して必要な知識」が追加されることに伴い、現行の国税専門官採用試験について、税務に関する知識を問う「国税専門A」と情報系の素養も問う「国税専門B」の区分試験を創設する改正を行う。

#### ② 平成23年人事院公示第16号

上記規則改正により創設されることとなる「国税専門A」及び「国税専門B」のそれぞれの区分の試験における具体的な出題分野及び内容を定める改正を行う。

### 2 意見公募手続の結果

今般の規則の改正に当たり、令和4年6月10日から7月9日まで意見公募手続を実施したところ、意見公募手続の対象となる意見（出題内容についての提案など）が4件提出されたが、改正内容の再検討が必要となる意見はなかった。

なお、各意見に対しては、人事院の考え方として丁寧に説明することとする。  
このほか、意見公募手続対象外の意見が6件あった。

### 3 公布日・施行日

公布日：令和4年7月29日（政令の公布日と同日）

施行日：令和5年2月1日（政令の施行日と同日）

以 上